

広島県告示第二百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	所在地
土砂災害警戒区域	広島県尾道市向島町地内
土砂災害特別警戒区域	
休(三三三六) 崩壊急傾斜地の 自然現象の種類による 土砂災害の発生原因となる 因となる	表区 域 示の 区域の名称
休(三三三六) 崩壊急傾斜地の 自然現象の種類による 土砂災害の発生原因となる 因となる	号三律の施行年で定められた 区域の土砂災害等に係る 防災対策の実施を促進する ための法律(平成十八年法律第 四十号)による区域の表示

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。